

重要事項説明書

(特別養護老人ホーム阿品清鈴 重要事項説明及びサービス内容説明書)

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、広島県基準条例第7条に基づいて、当施設があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者概要

事業者の名称	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
法人所在地	広島県廿日市市原10362番地の2
代表者氏名	理事長 藤田 修
電話番号	0829-38-0011
設立年月日	1967(昭和42)年3月28日

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 阿品清鈴
施設の所在地	広島県廿日市市阿品四丁目51番32号
施設長名	小野誠之
定員	64名
電話番号	0829-36-2552
ファクシミリ番号	0829-36-2550
介護保険事業所番号	3472700198

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日又は事業開始年度	指定番号	利用定数
ケアハウス	1995(平成7)年3月1日		30人
介護老人福祉施設	1995(平成7)年3月20日	3472700198	64人
短時間型デイサービス	2006(平成18)年4月1日	3472700172	30人
通所介護型サービス	2000(平成12)年2月22日	3472700172	30人
介護予防認知症対応型通所介護	2006(平成18)年4月1日	3472700172	12人
認知症対応型通所介護	2000(平成12)年2月22日	3472700172	12人
介護予防短期入所生活介護	2006(平成18)年4月1日	3472700180	12人
短期入所生活介護	2000(平成12)年2月22日	3472700180	6人
居宅介護支援	1999(平成11)年9月10日	3472700032	
介護予防支援	2024(令和6)年4月1日	3472700032	
生活援助型訪問サービス	2006(平成18)年4月1日	3472700164	
訪問介護型サービス	2000(平成12)年4月1日	3472700164	
身体障害者居宅介護	2003(平成15)年3月14日	3412700167	
知的障害者居宅介護	2003(平成15)年3月14日	3412700167	
精神障害者居宅介護	2003(平成15)年4月1日	3412700167	
老人介護支援センター	1992(平成4)年4月1日	その他のサービス	
子どもの居場所支援事業	2019(令和元)年12月9日		
学習支援事業	2023(令和5)年4月1日		

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>介護保険法関係法令の定めるところにより、ご契約者(入所者)がその有する能力に応じて少しでも自立的な日常生活を営むことができることを目指しつつ、必要な日常生活介護のサービスを提供することを目的とします。</p>
施設運営サービスの方針	<p>事業の運営、サービスの提供にあたっては関係法令、省令及び告示に適合することはもとより、可能な限り居宅において自立した生活ができるようになることを念頭において次のことを基本的方針としてお世話にあたります</p> <p>(1)入所者の意思及び人格を尊重した援助を行う。</p> <p>(2)不自由なりにも出来るかぎり体を動かし、ねたきりにならないようにお手伝いする。</p> <p>(3)共同生活のよさを生かし、みんなで励まし合って、生き生きと生きあえるように努める。</p> <p>(4)家族や居宅介護支援事業者など関係する人たちと連携を密にし、相談しながら協力しあってお世話にあたる。</p> <p>(5)その人らしさと潤いを大切にしつつ、自己実現と安らぎのある生活をつくりだしていく。</p>

5 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷地	7.041.54㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建塔屋付
	延べ床面積	5.825.75㎡

(1)居室

居室の種類	数	面積	1人あたり面積
4人部屋	16室	39.0㎡	9.75㎡

(2)主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂・訓練室	2室	367.2㎡	5.2㎡
浴室	1室	37.5㎡	共用
便所	1箇所 *各居室に有り	19.2㎡	共用
医務室	1室	30.0㎡	共用
静養室	1室		共用
洗面設備	2カ所		共用

6 職員体制(主たる職員)

従業者の職種	員数	主な保有資格 (短期入所生活介護と兼務)
施設長	1名	社会福祉施設長資格・介護福祉士・介護支専門員
生活相談員	1名以上	社会福祉士・介護支援専門員
介護職員	24名以上	介護福祉士・ヘルパー2級
看護職員	4名以上	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1名	作業療法士 1名
介護支援専門員	1名以上	介護支援専門員
医師	1名	内科(嘱託)1名
栄養士	1名	管理栄養士

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)常勤で勤務
介護職員 (常勤職員)	<p>〈施設内呼称〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早出(7:00~16:00) 早 ・ 早出(8:00~17:00) 早2 ・ 早出(8:30~17:30) 早3 ・ 日勤(9:00~18:00) 日 ・ 日勤(9:30~18:30) 相遅 ・ 遅出(10:00~19:00) 遅 ・ 遅出(10:30~19:30) 遅2 ・ 夜勤(16:30~翌9:30) 夜・明
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日勤(9:00~18:00) ・ 早出(8:00~17:00) ・ 夜間については、当番制のオンコール体制で自宅待機を行い緊急時に備えます。
機能訓練指導員	正規の時間帯(9:00~18:00)
介護支援専門員	正規の時間帯(9:00~18:00)常勤で勤務
医師	週1日(月曜日14:00~16:00)
管理栄養士	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)常勤で勤務

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

職務 分担	種 類	内 容
介護 職員	食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事は入所者が楽しく食べていただくように努めます。 ・ 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただくように努めます。 ・ 必要に応じて食べやすいように刻み食等に変更または代替食を用意します。 (食事時間) 朝食 8:00～ 9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
	排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状態に応じた個別援助の工夫をするなど適切な援助に努めます。
	入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・ 寝たきり等で座位のとれない方は、特殊浴槽により入浴を行います。
	離床、着 替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・ 生活リズムを考え、原則毎食は食堂にて食べて頂きます。 ・ 適切な整容が行われるよう援助します。 ・ シーツ交換は、最低週1回行います。掛け布団カバーは月1回交換します。掛け布団は季節ごとの交換、敷きマットは必要の都度、乾燥機で消毒乾燥します。
機能 訓練 指導員	機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員による機能訓練と共に生活リハビリを行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
看護 職員 嘱託医	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理は、毎日2回(9時30分、17時)の定期健康チェックを行います。夜間は当番制のオンコール体制を整えて、緊急時に対応致します。 ・ 嘱託医が週1回の診療を行います。また、嘱託医が通院又は入院が適当と認めた場合は、ご家族と相談の上、対処いたします。(当施設の嘱託医師) 氏 名:きむら内科小児科医院 木村 泰博 院長 診療科:内科・消化器科・小児科 診察日:原則、週1日 14:00～16:00
生活 相談員	相談及び 援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者およびそのご家族からの相談に誠意をもってあたります。(相談窓口)介護支援専門員、生活相談員
	社会生活 上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜レクリエーション行事を企画実施します。 ・ クラブ活動(書道、絵画、音楽活動、民話語りの会など) ・ 行事(お花見、ショッピング、ドライブ、音楽演奏会、夏祭り、長寿を祝う会、園児との交流会、はつかいちふれあい文化祭、クリスマス会、餅つきなど) ・ 施設で生活するのに必要な行政機関に対する手続きについて、入所者及びご家族が行うことが困難な場合は依頼により代行をいたします。

(2) 介護保険給付外サービス

種 別	内 容
理 容	・ 希望された場合、理美容の出張により実施します。
日常生活品購入代行	・ ご家族が自ら購入することが困難な場合は、依頼により購入を代行いたします。
日常生活費管理	・ 日常生活における費用(病院代, お薬代, 日常生活品の購入, 理美容代, その他日常生活に必要な費用)は、施設で一旦立替払いを行い、施設サービス利用料の請求時に合わせて請求させていただきます。

9 利用料等の受領

- (1) 当施設は、入所者等が支払うべき施設サービスに要した費用について、入所者等が介護サービス費として市町より支給を受ける額の限度において、入所者等にかわって市町より支払いを受けます(以下「法定代理受領サービス」といいます＝介護保険負担割合証に基づき自己負担して頂く事です)。
- (2) 当施設は、入所者等に対し、施設サービスなどに要した費用について、毎月20日までに、前月のサービス提供日、利用料の内訳を記した請求書を交付します。
- (3) 入所者等は、毎月の利用料を原則として事業所が指定する口座払込の方法で、翌月27日(※ゆう貯の場合は25日)(25日, 27日が土曜日及び日曜日、または祝祭日の場合は、翌営業日)にお支払い下さい。
- (4) 但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(利用料の全額を支払いし、その後市町から介護保険負担割合証に基づく自己負担分以外の払い戻しを受ける方法)の方法をご希望の場合は、お申し出下さい。
- (5) 施設は、入所者等から利用料等の支払いを受けたときは、領収証を交付します(原則として、翌々月利用料分の請求時に交付)。領収証には、施設が提供する各種サービスごとの介護保険給付の対象分と対象外分を区別して、領収金額の内訳を明示します。
- (6) 介護給付費体系の変更があった場合は、事前に文書を作成し、ご説明させていただき、同意を得させていただきます。
- (7) 食費及び居住費(光熱水費)、その他の費用については、経済状況などの著しい変化、その他やむを得ない事由が生じた場合に変更する場合があります。変更する場合は、事前に文書でご説明し、同意を得させていただきます。
- (8) 費用の支払いを受ける場合には、入所者などに対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印をしていただきます。

費用の内容は別紙「特別養護老人ホーム阿品清鈴 福祉施設サービス費の利用者負担金額の内容」のとおりです。

その他の費用の額

- i. 入所者の個別の希望により提供した食費に要する費用は、実費負担となります。
- ii. 理容代実費
- iii. 日常生活費管理費 1か月 500円
- iv. その他の原材料費等の実費

10 身元引受人等について

- (1) 当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - ① 利用契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
 - ② 民法 458 条の2に定める連帯保証人
- (4) 前号の②における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - ① 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

11 苦情等申立先

お客様相談室 (福祉総務課)	窓口担当者 武田 道彦 時 間 9 時～17 時 方 法 電話 (0829-36-2552) 電話でお聞かせいただくか、当方から訪問させていただきます。 具体的な対応は別紙の通りです。
ご意見箱	玄関にお客様ご意見箱を設置しております。
介護相談員	廿日市市より派遣された介護相談員が、月 1 回定期的に来園しおききします。

なお、下記においても受け付けております。

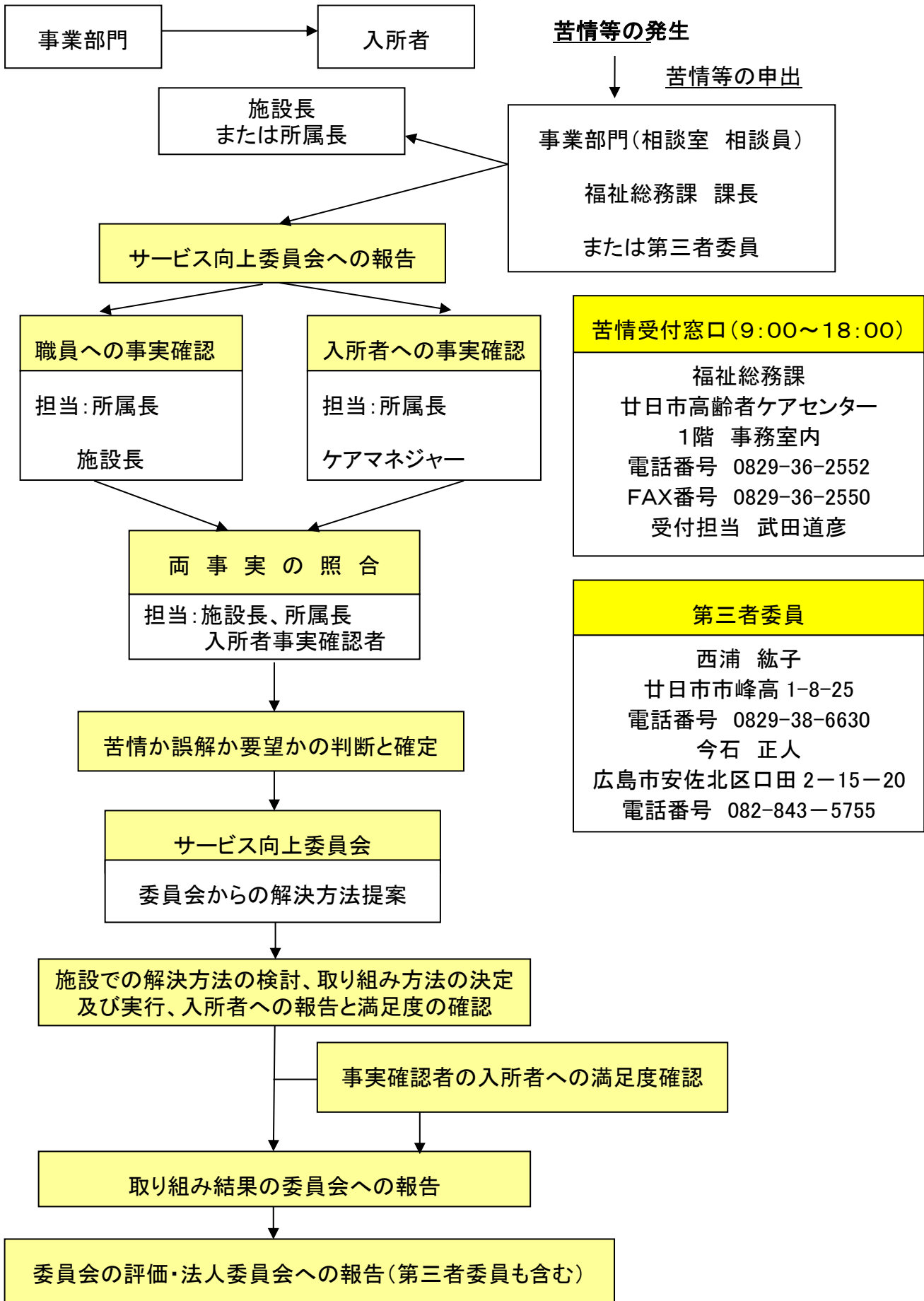
廿日市市 福祉保健部高齢介護課 認定・指導係	所在地 廿日市市新宮 1 丁目 13-1 (山崎本社 みんなのあいプラザ 3 階) 電話番号 0829-30-9158 時 間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
広島県 国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19-49 電話番号 082-554-0783 時 間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

12 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無(2024年4月現在)
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関	—
評価結果の開示状況	—

苦情申立を受けた場合の具体的な対応は次頁の通りです。

苦情解決等の概要



13 身体の拘束について

- (1) 当施設は、入所者の生命または身体が危険にさらされるなどの場合を除き、入所者に対し、身体拘束はしません。
- (2) やむを得ず身体を拘束する場合は、次の表に該当する場合に限り、必要な理由、具体的な方法、拘束する時間帯等を文書で入所者等に説明させていただきます。また、その間の経過を観察し、記録すると共に、拘束の解決方法を検討します。

①緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、入所者又は他人の生命・身体に危険がおよぶことが考えられる場合に限りです。
②非代替性	身体拘束以外に、入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
③一時性	入所者又は他人の生命・身体に対して危険がおよぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

- (3) 身体拘束等を行う場合の手続きについて

当施設では、「身体拘束等廃止委員会」を設置しています。当該委員会は、3月に1度開催し、身体拘束等を実施の有無、経過報告、改善策等を検討・決定し、次の事項に留意しています。

- ① 身体拘束等の実施には、留意事項①②③を踏まえて、実施する時間・期間、改善方法等を含め、あらかじめ入所者又はその家族に説明して同意をいただきます。
- ② 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録します。
- ③ 身体拘束の解除(改善方法)、期間の見直し等について、委員会で検討し、その結果等を入所者又はその家族に説明して同意をいただき、直ちに身体拘束等を解除します。
※身体拘束等の必要性について、ご家族の要望だけでは実施しません。

14 虐待防止に関する事項

当施設は、入所者の人権擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じています。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者責任者	(施設福祉サービス部長)谷栖 博一
----------------	-------------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

虐待防止研修	従業者の入職時、2回/年の研修を実施。
--------	---------------------

- (5) 従業者が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者の権利養護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

15 緊急時等の対応

- (1) 事業所は、施設サービスの提供により緊急事態等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先に連絡を行うとともに、嘱託医または医療機関への連絡を行います。
- (2) 急を要する場合は、事業所の判断により、救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- (3) 緊急時の状況及びその対応について記録します。

16 協力医療機関

(1) 嘱託医

医療機関の名称	きむら内科小児科医院
院長名	木村 泰博
所在地	廿日市市阿品台4丁目17-31
電話番号	0829-39-2238
診療科	内科 消化器科 小児科
契約の概要	当施設ときむら内科小児科医院とは、「嘱託医」として入所者に病状の急変があった場合、往診などにより対応していただくことを契約しています。

(2) 救急医療・専門治療

医療機関の名称	JA広島総合病院
院長名	石田 和史
所在地	廿日市市地御前1丁目3-3
電話番号	0829-36-3111
診療科	専門内科、専門外科など
契約の概要	入院治療が必要となった時に相談・対応していただくことを契約していますが、地域の救急拠点病院として機能している病院のため、施設が特別に優先されるというものではありません。

(3) 入院治療を行なう協力医療機関

医療機関の名称	石原脳神経外科医院	五日市記念病院
院長名	石原 博文	向田 一敏
所在地	広島市佐伯区五日市7-4-24	広島市佐伯区倉重1-95
電話番号	082-923-6662	082-924-2211
診療科	脳神経外科・内科一般治療	脳神経外科、内科、循環器内科、血液内科
契約の概要	平日の入院が必要となった場合の相談・対応	休日夜間の救急対応が必要となった場合の相談・対応

(4) 入院治療を行わない協力医療機関

医療機関の名称	小林内科泌尿器科医院	田口脳心臓血管クリニック
院長名	小林 勲勇	田口 隆浩
所在地	廿日市市宮園3-1-1	廿日市市阿品3-2-18
電話番号	0829-38-5150	0829-30-7788
診療科	内科、泌尿器科	脳神経外科、循環器科など
契約の概要	専門治療が必要となった場合の相談・対応	

(5) 歯科診療

医療機関の名称	藤岡歯科医院
院長名	中條 隆徳
所在地	廿日市市地御前1-9-30
電話番号	0829-36-1666
診療科	歯科
契約の概要	当施設と藤岡歯科医院とは、入所者に歯科医療及び保健指導が必要となった時には往診などにより対応していただくことを契約しています。

17 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム阿品清鈴 非常災害対策計画」に則り対応を行います。			
近隣との協力関係	非常連絡網により関係機関などに連絡します。また、緊急避難場所として近隣事業所と協力体制が整っております。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム阿品清鈴 非常災害対策計画」にのっとり総合消防訓練の他、年2回夜間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。			
防災設備 (短期入所生活介護 事業所と共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	非常通報装置	あり
	避難階段	3カ所	漏電火災報知機	あり
	自動火災報知機	あり	非常用電源	あり
	誘導灯	45カ所	ガス漏れ報知機	あり
	カーテン等は防災性能のあるものを使用しております。			
非常災害対策	年2回 避難訓練を実施しております			

18 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の保険者及び関係各機関並びに入所者の家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、サービスの提供により入所者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災等不可抗力による場合、また入所者同士の問題に基づき発生した入所者の損害による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、入所者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができません。また、当施設の側に故意過失がなかった場合は、この義務はありません。
- (3) 当施設は、万一の事故の発生に備えて、損害保険の社会福祉・介護保険施設総合保険に加入しております。
- (4) 当施設では、事故を未然に防止するために事故発生防止のための指針(マニュアル)を整備しています。また事故発生防止のための委員会の開催(毎月1回)し、従業者に対する研修を定期的に行っています。

19 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年4回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

20 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

22 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面 会	<p>面会の時間は特に定めていませんが、正面玄関は朝8時から夜8時まで開いております。その他の時間のご面会に関しては、職員にご相談頂ければ対応可能です。面会の際は、1階事務室前で面会票のご記入をお願いします。</p>
-----	--

外出・外泊	外出・外泊は自由ですが、健康状態を考慮する必要がありますので事前に申し出ていただき、必ず届出書にご記入頂きます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用頂きます。
喫煙・飲酒	喫煙に関しては館内禁煙のため、原則禁煙となっております。飲酒は、医師の許可がある方のみ、夕食時に限らせてお出ししております。自己管理が難しい場合は施設でお預かりも可能です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	衣類や物品には必ずお名前をお書き頂くようお願いしております。ご記入がない物については、所有者が不明のまま返却できない場合があります。多くの入所者がおられますので、ご協力をお願い致します。
現金等の管理	施設内で金銭を必要とすることもありませんので、本人による金銭管理は、原則して頂かないようお願いしております。貴金属や時計といった高価なものも、紛失や破損の可能性がありますので、所持しないようお願いしております。紛失された場合、施設としても対応することが難しいのが現状です。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動、又これに類似する行為はご遠慮頂いております。

説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

特別養護老人ホーム阿品清鈴のサービス提供開始に際し、本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団

代表者名 藤田 修

施設名 特別養護老人ホーム阿品清鈴

施設長名 小野 誠之

説明者氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項及びサービス内容説明書の交付・説明を受け、特別養護老人ホーム阿品清鈴のサービス提供開始に同意しました。

入所者名 _____

代筆の場合

氏 名 _____ 続柄 _____

本重要事項説明書及びサービス内容説明書は 2 通作成し、契約者と施設、双方で一部ずつ保管します。